

成果活用事業者（水研ベンチャー）申請手引き

国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、機構）は、水産物の安定供給と水産業の健全な発展に貢献するため、水産分野における研究開発と人材育成を推進しその成果を最大化し社会への還元を進めることを基本理念として活動を続けております。

その取り組みの一つとして、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に基づき、機構が開発した研究開発成果を社会実装しイノベーションの創出を目指す事業者を「成果活用事業者」（略称：水研ベンチャー）として認定し、援助を行っています。

成果活用事業者として認定され機構からの援助を受けるためには、機構の「成果活用事業者の認定及び援助に関する規程」に定められた要件を満たしたうえで審査を受けていただく必要があります。認定を希望される場合は本手引きを参考に申請をご検討ください。

なお、成果活用事業者の認定・援助制度は、機構が事業者の製品・サービス等の内容や品質、安全性並びに営業上技術上の信用を含む一切の信用を保証するものではないことをあらかじめご承知おきください。

2025 年 5 月 20 日版

国立研究開発法人 水産研究・教育機構



目 次

1. 対象事業者	… P2
2. 認定の要件	… P2
3. 援助の種類及び内容	… P2
4. 申請方法	… P3
5. 認定までの流れ	… P5
6. 認定後について	… P5
7. 主な関連規程等一覧	… P6
8. 問合せ先（事務局）	… P6
別添：申請書様式	… P7

1. 対象事業者

法人登記されている、または予定の会社等が対象です。個人事業主は含みません。

2. 認定の要件

以下の全ての要件を満たした者を成果活用事業者として認定し、機構から援助を行います。

- (1) 機構の研究開発成果物を活用する事業を主たる事業として行うものであること。
- (2) 原則として設立した日から5年を経過していないこと（起業予定の者も含む）。
- (3) 事業が法令の規定に違反しない、又は公益に反しないこと。
- (4) 当該事業者を援助することが「国立研究開発法人水産研究・教育機構法」に定める機構の目的、業務等の趣旨に合致すること。
- (5) 事業の実施により、機構の研究開発成果の普及及び機構の研究活動の発展に資することとなること。
- (6) 機構の職員が機構の「職員の兼業取扱規程」に基づき兼業等の承認を得て役員等に就任している、株式等を保有しているなど、機構の職員が当該事業者の運営に主体的に関与していること。
- (7) 機構の職員が機構の「職員の兼業取扱規程」や「クロスアポイントメントに関する規程」に基づき兼業等又は在籍型出向をしているなど、機構の職員が持つノウハウ等を十分に活用できる組織・体制を有していること。

さらに、以下に例示するような要件等も詳細に確認、審議されます。

- ・ 機構の知的財産権の実施又は利用の許諾が決定または予定されていること。
- ・ 事業の実施に必要な技術的能力、経営能力、経営体制及び財務基盤を有していること。
- ・ 資金計画及び出口戦略を含む経営戦略が適切であること。
- ・ 事業内容及び事業計画が適切であって、当該事業が有望かつ社会的要請に適合するとともに市場性及び成長性が見込まれること。
- ・ 反社会的勢力に該当しない、関わりがないこと。

3. 援助の種類及び内容

機構は認定成果活用事業者に対し、協議の上で、機構の業務を妨げない範囲において、以下に掲げる措置の全部又は一部を行うことができます。

(1) 保有知的財産の実施許諾等

機構の保有知的財産の実施許諾等について、機構の「知的財産実施許諾及び譲渡等規程」の定めるところにより、以下の措置を行うこと。

- ア 成果活用事業者の認定期間中に機構から当該事業者以外の第三者に保有知的財産の実施許諾又は使用許諾を行わないこと。
- イ 認定成果活用事業者に再実施権付き通常実施権を認めること。
- ウ 機構が実施許諾した保有知的財産に関連する新たな発明等の出願をしたときは、認定成果活用事

業者に優先的に開示すること。

エ 実施許諾契約において合意した場合、実施料の支払いは、現金に代えて、当該事業者の株式又は新株予約権の譲渡によって行うことができること。

(2) 出資

機構の「出資業務実施規程」の定めるところにより、当該事業者への出資を行うこと。

(3) 共同研究

機構の「共同研究実施規程」の定めるところにより、認定成果活用事業者との共同研究を行うこと。

(4) 施設等の利用の許可

ア 機構の「不動産管理規程」に基づき、研究、連絡事務等のためのスペースその他の施設等の利用を認めること。

イ 施設等の利用料を無償とすること。

ウ 施設等の利用に伴う光熱水料等については実費により徴収すること。

(5) 研究設備等の利用の許可

ア 機構の「物品管理規程」の規定に基づき、機構の研究設備等の利用を認めること。

イ 研究設備等の利用料及び研究設備等の利用に伴う光熱水料等について、無償とすること。

(6) 援助に係る事務的経費の免除

援助を行うに当たり必要な機構の事務的経費（間接経費）を免除すること。

(7) 機構内の住所表記使用の許可

機構内に連絡事務所等を設置した場合、名刺等に機構内の住所を表記することができるものとする
こと。

(8) 研究員等の受入れ

機構の「依頼研究員等受入規程」の定めるところにより、認定成果活用事業者の研究員等を、機構に受け入れること。

(9) 在籍出向の受入れ

民間企業からの在籍出向受入れ規程の定めるところにより、認定成果活用事業者に雇用されている者の出向を受け入れること。

(10) 専門家への相談機会の提供

機構の業務に支障を及ぼさない範囲で、機構が顧問契約を締結している法務、知的財産等の専門家への相談を、機構を介して行えるようにすること。

(11) 情報の提供

機構が得た情報のうち認定成果活用事業者の事業活動の促進に資するものを提供すること。

(12) 第三者との連携構築援助

認定成果活用事業者が機構以外の第三者と連携構築を行う場合において、連携構築に関する助言その他の援助を行うこと。

4. 申請方法

まず申請希望につき事務局に相談のうえ、以下の申請書及び関係書類をご提出ください。申請は、電子

メールのみで受け付けます。

【提出先（事務局 ML アドレス）：fra-shakairenkei@fra.go.jp】

* 提出いただく申請書および関連資料のページ数に上限はございません。

<提出書類>

成果活用事業者認定申請書（別添参照）

（国立研究開発法人水産研究・教育機構における成果活用事業者の認定及び援助に関する規程 様式 1）
— 内容 —

(1) 申請の趣旨

（背景・目的、事業内容、事業成果及び波及効果、市場規模・成長性、ターゲット、競争優位性など）

(2) 事業者の概要

ア 名称

イ 設立（予定）年月日

ウ 本社所在地（起業予定の場合は本社設置予定地）

エ 事業内容

オ 事業所（予定の場合は事業所の図面等の資料）

カ 役員

キ 従業員数及び雇用計画

ク 資本金（株主構成、株主間の合意の存否も記載）

ケ 財務内容（貸借対照表、損益計算書等の財務諸表。予定の場合は案及び計画がわかる書類）

(3) 事業計画

ア 事業計画（約 5～10 年間のロードマップ、開発・販売等計画、資金計画、組織体制等、事業のリスクと対応策など）

イ 収支予測、収支計画

(4) 許諾を希望する機構の保有知的財産

(5) 希望する援助措置

(6) 機構職員の兼業等又は在籍型出向等の機構の関与の度合

(7) その他の関係書類

ア 代表取締役および役員の経歴書（予定の場合は就任承諾者の経歴書）

イ 定款（計画中の場合は案。設立又は変更後は改めて提出）

ウ 登記簿写（計画中の場合は登記申請書案。設立又は変更後に改めて提出）

エ 会社の履歴事項全部証明書

オ 会社案内・パンフレット等

カ 主たる取扱商品・サービス、取引銀行、主要取引先

キ 株主名簿

ク 組織図（組織・人員がわかるもの。予定の場合は案）

ケ 関連企業又は下請け企業があればその情報（予定の場合は案）

5. 認定までの流れ

事務局への事前相談から認定および契約まで数か月を要する場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、審査の結果によりご希望に沿いかねる場合もあることもご承知おきください。

(1) 事前確認

正式な申請前に、事務局が事前確認を行います。

- ・申請書類の不足等はないか？
- ・申請要件を満たしているか？
- ・申請にあたり関係者と調整は取れているか？

などを、関連する各部署と相談しながら確認します。

(2) 申請受理

事務局により申請書類や要件等の確認がとれましたら、正式に申請を受理します。

(3) 認定審査

正式な申請受理後に、機構の審査委員会において申請者の適格性や支援措置の是非・条件等を審議して、認定の可否を決定します。必要に応じて申請者へ随時ヒアリング等を実施します。

(4) 結果の通知

審査終了後、申請者へ結果（認定／不承認）を通知します。認定の場合は事業者の代表者に「成果活用事業者認定書」を交付します。

(5) 覚書の締結

援助内容の各種覚書（契約）の締結に向けて、事業者と調整を行います。そのために別途審議が必要な場合もあります。調整および審議の結果に基づき、援助の内容について各種覚書を締結します。

6. 認定後について

成果活用事業者に認定され、契約を締結しましたら、機構は事業者への援助を開始します。以後は下記に留意いただきながら、機構が定める規定等を遵守の上で事業を進めていただきます。

(1) 認定の期間および終了

成果活用事業者の認定期間は、認定の日から5年を超えない期間とします。ただし、申し出があれば審査委員会の審議を経て、5年を超えない範囲で期間の延長が認められる場合があります。また、事業者が認定の終了を申請したとき、株式の店頭公開や上場などで援助措置が不要となったとき、認定を受けることが困難となったときは、あらためて認定終了の可否につき審議をいたします。

(2) 定期報告および調査

認定成果活用事業者に対し、毎事業年度の事業報告書（実施状況、財務状況）及び翌年度以降の事業計画書の提出を求めます。必要と認めるときは、その事業の状況に関し報告を求め、又は調査をすることあります。事業状況によっては支援の中止、変更等の措置を行う場合があります。

(3) 情報開示等への協力

成果活用事業者の情報は、企業秘密に配慮した上で、以下の目的のために使用場合があります。

ア 機構の財務諸表、事業報告書、ホームページ等における情報公開やPR

イ 関連事業の普及啓発

ウ 所管省庁等への報告

(4) 利益相反マネジメント

成果活用事業者の認定及び援助を受けるに当たって生じ得る利益相反について、機構の「利益相反マネジメント規程」に定めるところにより、適切に管理していただきます。

(5) 認定の取消し

次のいずれかに該当することとなったときは、認定が取り消されます。

ア 基準に適合しないことになったとき

イ 社会的背信行為又は機構の名誉を著しく損なう行為があったとき

ウ 覚書に対する重大な違反が認められたとき

エ 機構の業務の円滑な実施に支障を及ぼすこととなったとき

オ 活動を実質的に停止したとき又は事実上倒産したとき

カ 認定成果活用事業者としてふさわしくない事実があると認められるとき

7. 主な関連規程等一覧

- ・ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律
- ・ 国立研究開発法人水産研究・教育機構法
- ・ 国立研究開発法人水産研究・教育機構における成果活用事業者の認定及び援助に関する規程
- ・ 国立研究開発法人水産研究・教育機構出資業務規程
- ・ 国立研究開発法人水産研究・教育機構知的財産実施許諾及び譲渡等規程
- ・ 国立研究開発法人水産研究・教育機構職員の兼業取扱規程
- ・ 国立研究開発法人水産研究・教育機構クロスアポイントメントに関する規程
- ・ 国立研究開発法人水産研究・教育機構共同研究実施規程
- ・ 国立研究開発法人水産研究・教育機構不動産管理規程
- ・ 国立研究開発法人水産研究・教育機構物品管理規程
- ・ 国立研究開発法人水産研究・教育機構依頼研究員等受入規程

8. 問合せ先（事務局）

国立研究開発法人 水産研究・教育機構 研究戦略部 社会連携コーディネーター
〒221-8529 横浜市神奈川区新浦島町 1-1-25 GRC 横浜ベイリサーチパーク 6F

Mail: fra-shakairenkei@fra.go.jp

Web: <https://www.fra.go.jp/home/cooperation/index.html>

○年○月○日

成果活用事業者認定申請書

国立研究開発法人水産研究・教育機構 理事長 殿

(成果活用事業者名)

(代表者職名・氏名)

下記の内容にて、成果活用事業者の認定を申請します。

記

1. 申請の趣旨

2. 事業者の概要

- (1) 名称
- (2) 設立(予定)年月日
- (3) 本社所在地
- (4) 事業内容
- (5) 事業所
- (6) 役員
- (7) 従業員数及び雇用計画
- (8) 資本金(株主構成、株主間の合意の存否も記載すること。)
- (9) 財務内容(定款、貸借対照表、損益計算書等)

3. 事業計画

- (1) 事業計画(開発、販売計画等)
- (2) 収支予測

4. 許諾を希望する機構の保有知的財産

5. その他の希望する援助措置

6. 機構職員の兼業等又は在籍型出向等の機構の関与の度合

7. 関係書類

- (1) 代表取締役(予定者)経歴書
- (2) 定款(計画中の場合は定款案を提出すること。ただし、設立又は変更後に、認定された定款を改めて提出すること。)
- (3) 登記簿写(計画中の場合は、設立又は変更後に提出すること。)

上記の他、必要に応じ、参考資料を添付すること。